

運賃の5%をポイント還元 お得に電車を利用しよう！

交通系ICカード「ICOCA」を利用して電車に乗車した人に、運賃の5%をポイント還元しています。付与されたポイントは、電車の運賃や買い物に利用できます。

■対象者

乗車日までに利用登録が完了し、市内の福知山線各駅からICOCAを利用して乗車し、ICOCA対応の改札を通って下車した人

■対象区間

JR 西日本管内で、営業距離200キロ圏内のICOCAで乗車できる範囲

※定期券区間や市外の駅からの乗車は対象外

■利用登録方法

①②③のいずれかの方法で登録

①「移動生活アプリ WESTER」をダウンロードして登録



WESTER アプリ

②JRおでかけネットから登録



JR おでかけネット

※①②はWESTERの会員登録が必要が必要です

③ICOCAエリア内の駅の紺色またはピンク色の自動券売機で登録
※市内では黒井駅、柏原駅、谷川駅で登録可能

■ポイント還元方法

利用の翌月中旬以降に駅の自動券売機やのりこし精算機などでポイントチャージするとポイントが付与されます。
※黒井駅、柏原駅、谷川駅では、10ポイント単位でチャージ可能（1ポイント＝1円）



③駅の自動券売機

問 知るさと定住促進課 ☎ 88・5360



ID 2849

中小企業者を応援！ 物価高騰対策支援金を交付します

原油価格や各種原材料費等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内中小企業者に支援金を交付します。

- 支給金額 1事業所あたり 10万円
- 申請方法 持参、郵送またはホームページに掲載の申込フォーム
- 申請期限 7月31日（木）
- 対象 次の交付要件に該当する人

共通事項

- ①令和6年10月1日以前に事業を開始していること
- ②今後も事業継続の意思があること
- ③市税の滞納がないこと



問 商工振興課（春日庁舎内） ☎ 74-1464 ID 3825

法人の場合

- ①市内に本社（本店）を有すること
- ②直近の決算期の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、過去3期（令和3～5年）のいずれかの同値と比較して10%以上減少していること
- ③直近の決算期の損益計算書の売上原価と経費（販売管理費）の合計額が360万円以上であること

個人事業主の場合

- ①市内に住所を有する、または市外に居住し市内のみに事業所を有すること
 - ②令和6年中の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、過去3年（令和3～5年）のいずれかの同値と比較して10%以上減少していること
 - ③令和6年中の確定申告書の損益計算書（収支内訳書）の売上原価と経費（販売管理費）の合計額が360万円以上であること
- ※直近の決算期は令和6年中の1ヵ月以上を含む。

各種証の更新を忘れずに 国民健康保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険の加入者へ

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

①マイナ保険証がない人
「資格確認書」を特定記録郵便で送付します。(事前に簡易書留希望の届出をした人には、簡易書留で送付します)

②マイナ保険証がある人
「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。

※70才未満で、既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの方を除く

今後の更新について

有効期限内に、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。

有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」は、70才を迎える月に更新を行います(誕生日が1日の方は前月)。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月末です

病院窓口での支払いが自己負担の限度額までとなる「限度額適用認定証」と、入院中の食事が減額される「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月末です。8月1日以降も使用する場合は申請が必要です。

※マイナ保険証を利用する場合、更新手続きは不要

■申請方法

(1)窓口申請 国保年金係または各支所に次のものを持参

①対象者の資格確認書

②世帯主および認定証が必要な人のマイナンバーがわかるもの

③申請者の顔写真真付きの本人確認書類

(2)郵送申請 国保年金係に次の書類を郵送

①限度額適用(標準負担額減額)認定申請書

②対象者の資格確認書または顔写真付きの本人確認書類のコピー



③申請者の本人確認書類のコピー
(3)オンライン申請フォームから次の書類を準備して申請

①対象者の資格確認書または顔写真付きの本人確認書類

②申請者の顔写真真付きの本人確認書類



申請フォーム

※別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要になることがあります。

※同一世帯内に税の未申告の方がいる場合、限度額が正しく判定できません。



ID1257

問健康課(国保年金係) ☎ 82・6690

後期高齢者医療保険の加入者のみなさんへ

後期高齢者医療保険証(資格確認書)の有効期限は7月末です

後期高齢者医療保険加入者の減額認定証、限度額認定証の有効期限は7月末です。新しい資格確認書は、7月中旬に送付します。減額認定証、限度額認定証がある人には、資格確認書に限度額区分を記載しています。

※マイナ保険証の有無にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を送付します。令和8年7月末まで、医療機関等で使用できます。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

令和7年度の後期高齢者医療保険料額を記載した決定通知書を7月中旬に送付します。

■納付方法 (①②のいずれか)

①年金からの支払い(特別徴収)

手続き不要。支払方法を口座振替に変更することも可能

②口座振替や納付書での支払い(普通徴収)
7月から翌年3月まで毎月払い



問健康課(医療福祉係) ☎ 82-6690

ID11195



←市ホームページのID検索で詳細情報にアクセス